



佐野市告示第42号

農用地利用集積計画の策定

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示します。

なお、その関係書類は、佐野市役所産業文化部農政課に据え置き、利用権等の当事者の必要に応じて縦覧に供します。

平成31年3月15日

佐野市長 岡部正英